

報告第7号

平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年5月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

*地方自治法施行令第146条第2項

「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。」



30愛西財第53号
平成30年5月9日

愛西市議会議長 鷺野 聡明 殿

愛西市長 日永 貴章



平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。



写

平成29年度愛西市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担額	年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	国庫支出金	その他		一財
8	土木費	2.道路改良費	89,449,920	63,019,902	26,430,018		26,430,018				26,430,018		市外の住民から 工事を中止して 欲しいとの話が あり、工事を一 時中断し、騒音 測定調査を行っ たため。

平成30年5月9日提出

愛西市長 日永 貴章

